

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画検討委員会運営要領

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画委員会要綱(平成 22 年 2 月 16 日 告示第 2 号)第 9 に定める委員会の運営に関し、必要な事項は次によるものとする。

1 検討事項について

要綱第 2 に定める検討事項は具体的には次の事項とする。

- (1) ごみ処理広域化基本計画(以下「基本計画」という。)における定期的及び社会情勢を反映した見直し事項についての検討
- (2) 現在の事業の状況による施設の稼動目標年度
- (3) 将来のごみ量予測に基づく施設規模の検討
- (4) 焼却対象ごみの統一に関すること
- (5) 施設建設後の管理運営体制
- (6) その他基本計画の見直しにおいて必要とされる事項

2 委員の委嘱について

要綱第 3 第 2 項の委員の委嘱のうち、第 3 号及び第 4 号については次のとおりとする。

- (1) 長野地域住民の代表については、長野広域連合ごみ処理施設建設及び管理運営計画策定委員会提言のブロック(長野市、更埴、須高、北部、西部)に従い、各ブロックから 1 名の選出とする。なお、その境界は平成 15 年 12 月の提言時点のものとする。
- (2) その他広域連合長が必要と認める者は、公募委員とする。建設地である長野市、須坂市、千曲市から各 1 名を公募する。公募にあたっては、別に定める公募要領によることとする。

3 委員の報酬について

委員報酬及び費用弁償については、「長野広域連合特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」(平成 12 年 5 月 1 日条例第 32 号)を準用し、「広域計画策定委員会委員」に準じるものとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 2 月 16 日から施行する。